

【茂木町、那珂川町用】

店舗名	
-----	--

売上高方式により申請する中小企業・個人事業主向け（新規開業特例）
[その他地域]

協力金額の計算方法

① 店舗のある市町・時短した期間を記載してください。

店舗のある市町						
時短した期間		から	R3.8.31	まで		日間

② 開店日及び開店日から時短営業開始日の前日までの売上高を記載してください。

開店日	
開店日から 時短営業開始日の前日までの売上高	円

- ・記載する売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額としてください。
- ・売上高は、「店舗における飲食業事業の売上高」を用いてください。

③ 1日当たりの売上高

= (開店日から時短営業開始日の前日までの売上高) ÷ (開店日から時短営業開始日の前日までの日数)

1日当たりの売上高	円
-----------	---

- ・1円未満の端数は切り上げとなります。

④ 1日当たりの協力金額 = ③(1日当たりの売上高) × 0.3

1日当たりの協力金額	円
------------	---

- ・計算の結果、75,000円を上回る場合は75,000円（上限）となります。
- ・計算の結果、25,000円を下回る場合は25,000円（下限）となります。
- ・千円未満の端数は切り上げとなります。

⑤ 協力金支給額 = ④(1日当たりの協力金額) × 日数

協力金支給額	円
--------	---

- ・協力金支給額は「1日当たりの協力金額 × 時短に応じた日数」です。

着色部分へ記載して下さい。

店舗名

売上高減少額方式により申請する大企業・中小企業等向け（新規開業特例）
[その他地域]

協力金額の計算方法

① 店舗のある市町・時短した期間を記載してください。

店舗のある市町					
時短した期間		から	R3.8.31	まで	日間

② 令和元年又は令和2年8月の売上高を記載してください。

開店日	
開店日から 時短営業開始日の前日までの売上高	円

- ・記載する売上高は消費税及び地方消費税を除いた金額としてください。
- ・売上高は、「店舗における飲食業事業の売上高」を用いてください。

③ 開店日から時短営業開始日前日までの1日当たりの売上高

= (開店日から時短営業開始日の前日までの売上高) ÷ (開店日から時短営業開始日の前日までの日数)

1日当たりの売上高	円
-----------	---

- ・1円未満の端数は切り上げとなります。

④ 令和3年8月の売上高を記載してください。

令和3年8月の売上高	円
------------	---

- ・売上帳等の帳簿により記載してください。

⑤ 1日当たりの売上高減少額

= [③(1日当たりの売上高)] - (④令和3年8月の売上高 ÷ 31日)

1日当たりの売上高減少額	円
--------------	---

- ・1円未満の端数は切り上げとなります。

⑥ 1日当たりの協力金額 = ④ × 0.4 又は ② × 0.3 のいずれか低い額

1日当たりの協力金額	円
------------	---

(⑤1日当たりの売上高減少額 × 0.4) 円

(③開店日から時短営業開始日前日までの1日当たりの売上高 × 0.3) 円

- ・計算の結果、200,000円を上回る場合は200,000円（上限）となります。
- ・下限はありません。
- ・千円未満の端数は切り上げとなります。

⑥ 協力金支給額 = ⑤(1日当たりの協力金額) × 日数

協力金支給額	円
--------	---

- ・協力金支給額は「1日当たりの協力金額 × 時短に応じた日数」です。

着色部分へ記載して下さい。